

令和6年度「希少野生生物保護管理対策に係る巡視業務」委託事業実施要領

1 事業目的

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカの保護管理、森林施業等の調整を図るため、生息状況等を継続的に確認、調査するものである。

2 巡視区域

山形森林管理署最上支署管内の国有林

3 巡視業務期間及び日数

(1) 契約締結の翌日から令和7年3月7日まで 巡視日数 25日間

(2) 巡視計画

本計画日数は、気象条件や営巣状況により適切に実施するものとする。

月 日	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計
巡視日数	6	6	4	4	4	1		25

4 巡視方法

(1) 重点的に巡視を実施すべき時期、場所等に関すること

これまで把握している営巣地、その他生息情報があった地域を巡視し、その結果を巡視報告書にまとめ、山形森林管理署最上支署長に報告するものとする。

(2) 保護施設（巣箱、給餌に係る施設、立入禁止柵、案内板等）の管理に関すること

巡視に伴い、案内板等の清掃・保全等を実施するものとする。

(3) 殺傷又は損傷された個体の応急措置に関すること

死傷個体を収容・保護した場合は、速やかに山形森林管理署最上支署長に連絡するものとする。

(4) 繁殖地の被害の応急措置に関すること

密猟、入林者による生息環境破壊等の被害防止を図るものとする。

(5) その他森林管理署長等が必要と認める事項

個体、営巣地の変化等重要事項については写真撮影等を行うとともに、その都度山形森林管理署最上支署長に報告するものとする。

(6) 巡視報告書等の様式及び写真データ

巡視報告書は、別添4「希少野生生物巡視報告書」を参考に作成し、報告にあたっては巡視業務に使用した別添5 希少野生生物巡視調査野帳及び写真データを添付すること。

5 巡視実施者

自然保護管理員

なお、東北森林管理局長が任命する自然保護管理員が実施するものとする。

6 巡視報告書提出期限

巡視報告書は1月毎に報告し、巡視業務が完了後、速やかに提出するものとする。

巡視月別報告書の提出は、巡視実施日の所属する月の翌月10日を期限とする。

ただし、令和7年3月の巡視月別報告に限り履行期限の3月7日までに提出するものとする。